

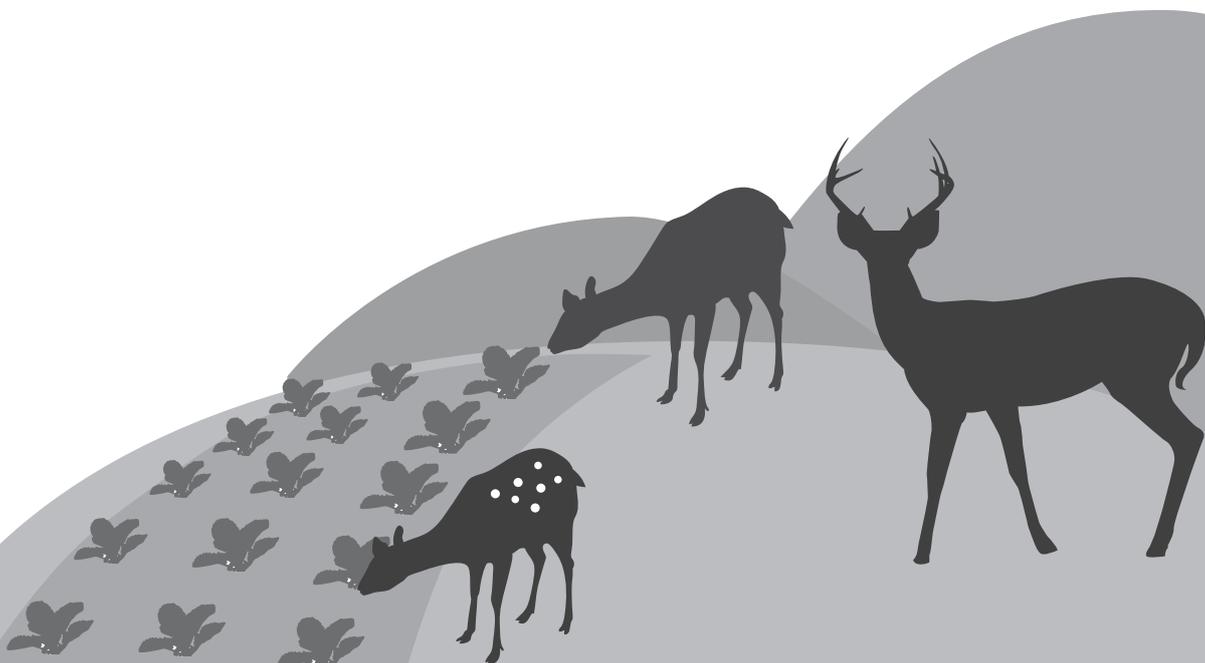
適切な有害鳥獣捕獲の推進のために

趣旨

有害鳥獣捕獲は、農林業被害対策として全国的に実施されています。しかし、被害の軽減を感じられない地域も多いようです。さらに、近年は捕獲作業中の事故の報告も多く、安全管理が大きな課題となっています。そこで、有害鳥獣捕獲の実態を把握し、課題を整理するためにアンケート調査を実施しました。

有害鳥獣捕獲の三原則

1. 農林地を「自衛」
2. 「餌付いた個体（犯人）」を捕獲
3. 業務として「適法・安全」に実施



有害鳥獣捕獲に関するアンケート結果報告

被害軽減のための捕獲内容の検証

Q. 有害鳥獣（ニホンジカ、イノシシ）の捕獲場所について、ルールを設定していますか。

→ A. ルールはなく、地域一帯を捕獲場所としている場合が多いです。

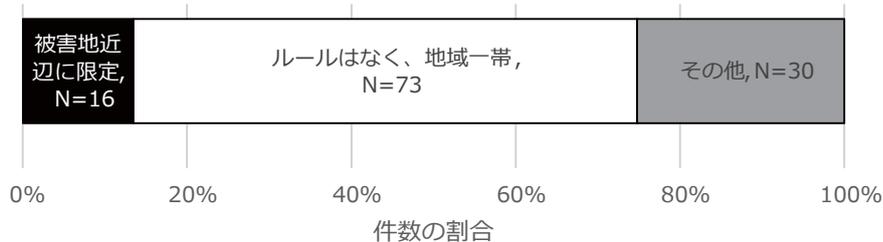


図 捕獲場所のルール設定の割合 (N = 119)

*「その他」の主な内容

ルールはないが、被害地周辺での実施を意識しているとの回答もありました。

- ・被害地周辺地域 (N = 11)
- ・地域全体 (N = 4)
- ・安全が確保できる場所 (N = 3)

● 農林地を「自衛」し、「餌付いた個体（犯人）」を捕獲

農林業被害は、主に「農林地」で起きています。

→ 通常は、有害鳥獣捕獲は「被害が発生している農林地」付近で実施するべきです。

基本的には、被害者が農林地を「自衛」します。

→ 市町村が主体となり、実施隊や捕獲隊等が捕獲に従事するべきです。

有害鳥獣捕獲の目的は、「被害の軽減」です。

→ 被害を及ぼしている個体（群れ）を狙って捕獲するべきです。

適法で安全な捕獲に関する安全管理等の検証

Q. ニホンジカ、イノシシの止めさしにあたり、主にどのような手法を用いていますか。

→ A. 80%以上の市町村が、銃を中心として、他の手法をあわせて用いています。

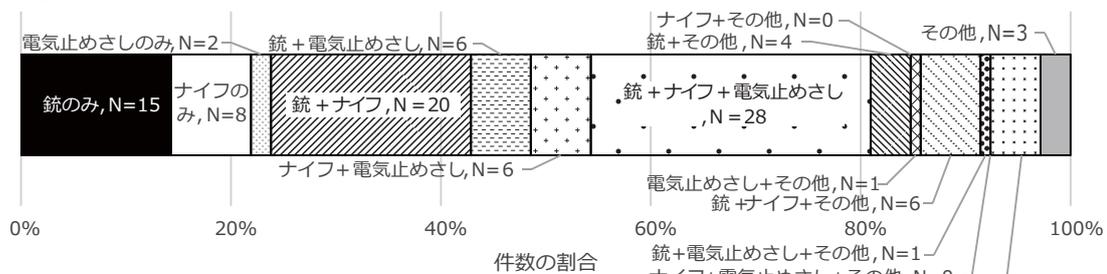


図 止めさし方法の割合 (N = 105)

止めさしには、誤った猟具の使い方等で、けがや事故を引き起こす危険性があります。

周囲半径約 200mに約 10 軒の人家がある場所での銃猟は、禁止されています（最高裁平成 12 年 2 月 24 日判決による）。

→ 計画段階で止めさし方法を想定し、わなの設置位置を決定していく必要があります。

Q. 安全講習を実施していますか。

→ A. 70%以上の市町村が、安全講習を実施してません。

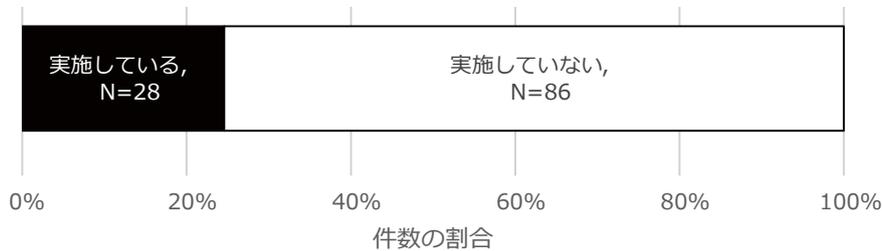


図 安全講習実施の有無の割合 (N = 114)

Q. 捕獲従事者になるために、どのような条件が必要ですか。

→ A. おおむね、経験に依存しています。

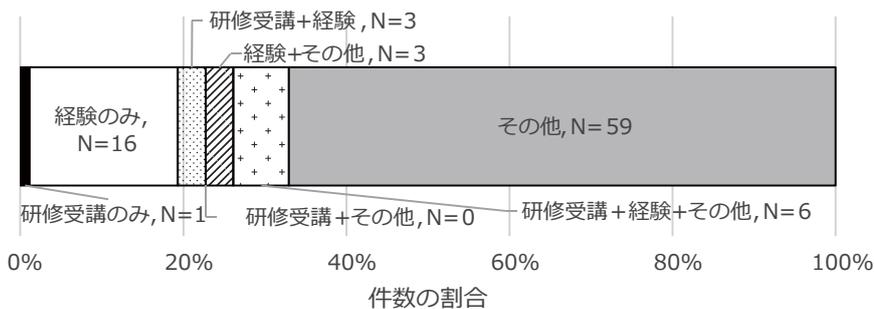


図 ニホンジカ・イノシシ・ニホンザルにおける捕獲従事者になるための条件の割合 (N = 88)

*「経験」の主な内容

- 1～5年程度の経験を条件としています。
- ・1猟期の経験があること (N = 10)
- ・経験が1年以上あること (N = 10)

*「その他」の主な内容

- 猟友会の会員であることが、捕獲従事者になるため条件の一つとなっています。
- ・猟友会会員であること (N = 39)
- ・免許所持者であること (N = 10)

● 業務として「適法・安全」に実施

「安全講習」を実施し、有害鳥獣捕獲に関する法律の内容や安全対策の知識を共有する必要があります。

- 共有すべき項目
- * 有害鳥獣捕獲にかかる法令
 - * 市町村と従事者との間の連絡の方法
 - * 現場での事故防止策
 - * 猟具の安全な使用方法
 - * 事故発生時の段取り など

有害鳥獣捕獲の従事者の資質を、経験で測ることは難しいです。

- 経験によらず、事故を引き起こす懸念があります。
(狩猟者のうち、60代以上における事故発生率が高いという学術報告があります。)

有害鳥獣捕獲の推進のポイント

有害鳥獣捕獲は、「適法」「安全」が第一です。

● 計画作成

・ ルールの作成

法令に基づいて、有害鳥獣捕獲にあたって遵守すべきルールを整理します。

・ 目的達成のための事業設計

「被害の軽減」を目的として、被害を及ぼしている群れを、被害区域で群れごと捕獲します。

● 安全教育

・ 安全講習の実施

作成したルールを、行政と捕獲従事者との間で共有します。

● 業務監理

・ 現場立会いの実施

作成したルールが遵守されているか、計画どおりに捕獲ができているかなどを、担当者の目で確認します。

(業務の流れ)

計 画



事前準備



捕 獲

” 発注者が責任をもつ ”

主 体 … 行政 (市町村)

従 事 者 … 鳥獣被害対策実施隊 (非常勤職員)
捕獲班 (委託)

→業務内の安全は、行政が責任をもって管理する。

適切な有害鳥獣捕獲の推進のために

平成 31 年 3 月 発行

■ 編集・発行 関西広域連合広域環境保全局 (滋賀県琵琶湖環境部環境政策課内)

■ 制作 株式会社 B O - G A (福井県敦賀市坂下 30-11-10)

※詳細なアンケート結果は、上記にお問い合わせください。